

国会
法律番号：99/2015/QH13 号

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

刑事捜査機関組織法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は刑事捜査機関組織法を公布する。

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本法は、刑事捜査組織の原則、捜査機関の組織・任務・権限、捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の任務・権限、捜査官および刑事捜査におけるその他各役職、刑事捜査活動における分担・連携・指揮関係、刑事捜査活動のための条件の保証および関連する機関・組織・個人の責任について規定する。

第 2 条 適用対象

1. 捜査機関および捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関。
2. 捜査機関の長官・副長官・捜査官・捜査幹部および捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の長官・副長官・捜査幹部。
3. 関連する機関・組織・個人。

第 3 条 刑事捜査組織の原則

1. 憲法および法律を遵守する。
2. 集中的・統一的・実際的・効果的に命令・指揮を行い、明確に・深く・重複を避けて分担・分散して厳格な監督を受け、捜査を遅滞なく迅速に正確に客観的に全面的に十分に行い、犯罪を取りこぼさず無実の人を不当に扱わないよう保証する。
3. 下級捜査機関は上級捜査機関から業務について指導・命令を受け、個人は上級者および法の前に自らの行為・決定に関する責任を負う。
4. 権限を有すると本法に規定された機関・人だけが刑事捜査活動を実施できる。

第 4 条 捜査機関の組織

1. 人民公安の捜査機関
2. 人民軍内の捜査機関
3. 最高人民検察院の捜査機関

第 5 条 人民公安の捜査機関

1. 公安省捜査治安機関、省および中央直轄市の公安捜査治安機関（以下まとめて省級公安捜査治安機関という）。

2. 公安省捜査警察機関、省および中央直轄市の公安捜査警察機関（以下まとめて省級公安捜査警察機関という）、県・区・市・省に属する市および中央直轄市の公安捜査警察機関（以下まとめて県級公安捜査警察機関という）。

第6条 人民軍内の捜査機関

1. 国防省捜査治安機関、軍区およびそれに相当する単位の捜査治安機関。

2. 国防省刑事捜査機関、軍区およびそれに相当する単位の刑事捜査機関、区域刑事捜査機関。

第7条 最高人民検察院の捜査機関

1. 最高人民検察院捜査機関

2. 中央軍事検察院捜査機関

第8条 捜査機関の任務および権限

1. 犯罪に関する告発・情報の受付・処理ならびに起訴の提案。

2. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関から送付された事件書類の受付。

3. 犯罪・犯罪行為者を発見・確定するための各犯罪捜査の実行、法の定める全ての措置の適用、ならびに書類作成、訴追の提案。

4. 犯罪の原因・条件を探し出し、関係の各機関・組織に克服・予防措置の適用を要求すること。

第9条 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関

1. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される国境警備隊の機関には、国境偵察局、麻薬・犯罪防止局、麻薬・犯罪防止特任団、省級国境警備隊司令部、港国境警備司令隊、国境警備拠点がある。

2. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される税関の機関には、密輸防止捜査局、通関後検査局、省・省合同・中央直轄市の税関局、国境税関支局がある。

3. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される森林警備隊の機関には、森林警備局、地域森林警備支局、省級森林警備支局、森林警備部がある。

4. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される沿岸警備隊の機関には、沿岸警備隊司令部、沿岸警備隊地域司令部、業務法律局、麻薬犯罪防衛特任団、艦隊、小艦隊、業務部がある。

5. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される漁業警備隊の機関には、漁業警備局、地域漁業警備支局がある。

6. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民公安の機関には、出入国管理局、公安省の各治安業務局、出入国管理部、ならびに省・中央直轄市公安に属する各治安業務部（以下まとめて省級公安という）および県・区・市・省に属する市および中央直轄市の公安の治安隊（以下まとめて県級公安という）、交通警察局、消防・救難・救護警察局、環境犯罪防止警察局、ハイテク犯罪防止警

察局、交通警察部、消防・救難・救護警察部、環境犯罪防止警察部、ハイテク犯罪防止警察部、省・中央直轄市消防警察、刑務所がある。

7. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民軍内の他機関には、刑務所、連隊級およびそれに相当する独立単位がある。

第 10 条 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の任務および権限

捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関は、自らの管理領域内の任務として犯罪に関する告発・情報を受け付けまたは刑事責任を追及するべき犯罪行為の発見を行う際、刑事訴訟法および本法の規定に従って点検・確認および捜査活動を行う。

第 11 条 捜査活動における法律遵守の検察

1. 檢察院は、捜査機関および捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関が捜査活動において刑事訴訟法および本法の規定を遵守することを保証するために、捜査活動における法律遵守を検察する。検察院は捜査活動における法律違反を遅滞なく発見し、捜査機関および捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関に対してその克服を要求・提案すること。

2. 捜査機関および捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関は、検察院の要求・決定を刑事訴訟法の規定に従って実施し、法律の規定に従って検察院の提案を検討・処理・返答する。

第 12 条 刑事捜査活動における機関・組織および個人の責任

1. 機関・組織・個人は、犯罪・刑事事件に関する発見・告発・情報提供、起訴の提案を行う権利および義務を有する。機関・組織・個人は、捜査機関および捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関・刑事捜査権限を有する者が刑事捜査活動における任務・権限を行うことができるよう要求・決定・促進する責任を有する。

2. 国家機関は、機関内および自らの管理領域内で発生した全ての犯罪行為を捜査機関に速やかに報告する責任を有し、捜査機関が犯罪行為を行った者に対する起訴を検討できるよう捜査機関に提案し関連資料を送付する権利を有し、捜査機関・捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関・刑事捜査権限を有する者が捜査任務を実現できるよう要求・促進する。

3. 捜査機関・捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関は、犯罪に関する告発・情報の受付・検討・処理ならびに起訴の提案、犯罪に関する提案・告発・情報提供を行った機関・組織・個人への処理結果報告を行う責任を有する。犯罪告発者には保護に必要な措置を適用すること。

第 13 条 刑事捜査活動を行う機関・組織・人民代表の監督

国会、国会の各機関、国会議員、国会代表、人民委員会、人民委員会代表、ベトナム祖国戦線委員会および戦線の各メンバー組織は、法律の規定に従って、捜査機関・捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関・刑事捜査権限を有する者の捜査活動を監督する。

捜査機関・捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関は、自らの責任範囲内で法律の規定に従って検討・処理を行い、要求・提案した機関・組織・個人に対して処理結果の報告を行うこと。

第14条 厳禁の行為

1. 事件書類の偽造、犯罪行為を行っていない者に対する刑事責任の追及、刑事責任を追及するべき犯罪行為を行った者に対して刑事責任を追及しないこと、違法な決定を行うこと、他人への法律違反の強要、事件捜査の秘密の漏えい、刑事事件捜査への違法な介入。
2. 無理強い、体刑および各拷問形式または残酷で非人道的な扱い・刑罰、人に屈辱を与えること、またはその他何等かの形式で機関・組織・個人の合法的な権利および利益を侵害すること。
3. 逮捕者・拘留されている者・被告人の、自らによって守られる、弁護士または他の人によって擁護・法的援助をされる権利、苦情申し立て・告発する権利、物質的・精神的損害の賠償を受ける、名誉回復する権利の実現を妨害すること。
4. 拥護者・法的援助実施者による法律規定に従った擁護・法的援助の実施を妨害すること。
5. 刑事捜査活動に敵対・妨害するまたは他人を刑事捜査活動に敵対・妨害させるよう組織・無理強い・刺激・扇動・強要すること。刑事捜査の公務を執行する者の生命・健康・名誉・尊厳・財産を侵害すること。

第2章 人民公安の捜査機関の組織・任務・権限

第1部 捜査治安機関の組織・任務・権限

第15条 捜査治安機関の組織

1. 公安省捜査治安機関の組織には、捜査部・業務部および捜査治安機関事務局がある。
2. 省級公安捜査治安機関の組織には、捜査隊・業務隊および捜査治安機関補助機構がある。

第16条 公安省治安捜査機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、直接処理し、告訴を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。
2. 本法第17条2項に規定する、特に重大、複雑で複数の省・中央直轄市に関連したまたは外国と関連し省級公安治安捜査機関の捜査管轄に属する犯罪に関して、直接の捜査が必要と見なした場合、刑事事件捜査を実行すること。人民最高裁判

所裁判官委員会が破棄して再捜査を命じた、人民公安治安捜査機関の捜査管轄に属する特に重大な事件の捜査を実行すること。

3. 捜査業務を指導・指示し、省級公安治安捜査機関の犯罪の捜査・処理活動における法・業務の執行を検査すること。人民公安に属する、捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民治安部隊の各機関の捜査活動実行を指導すること。

4. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。

5. 人民公安治安捜査機関の任務・権限の範囲内で、犯罪に関する告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、ならびに犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。

6. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 17 条 省級公安捜査治安機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、直接処理し、告訴を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。

2. 刑法第 13 章、第 26 章に規定する犯罪および第 207、208、282、283、284、299、300、303、304、305、309、337、338、347、348、349、350 条に規定する犯罪が人民裁判所の裁判管轄に属する場合、刑事事件捜査を実行すること。国家治安関連のその他犯罪について、または公安省大臣から任じられた分担により客観性保証のために、刑事事件捜査を実行すること。

3. 省級人民公安に属する、捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民治安部隊の捜査活動の実行を指導すること。

4. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。

5. 省級公安に属する人民治安部隊の、犯罪に関する告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめ、公安省捜査治安機関長に報告すること。

6. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 2 部

捜査警察機関の組織・任務・権限

第 18 条 捜査警察機関の組織

1. 公安省捜査警察機関の組織は次のものがある。

- a) 捜査警察機関事務局、
- b) 社会秩序関連犯罪捜査警察局（以下短縮して刑事警察局という）、
- c) 腐敗・経済・職業関連犯罪捜査警察局、
- d) 麻薬関連犯罪捜査警察局、

d) 密輸、国境を通過する不許可の貨物運送、偽物・禁止品の製造・販売、知的所有権の侵害関連犯罪捜査警察局（以下短縮して密輸関連犯罪捜査警察局という）。

2. 省級公安捜査警察機関の組織は次のものがある。

- a) 捜査警察機関事務局、
- b) 社会秩序関連犯罪捜査警察部（以下短縮して刑事警察部という）、
- c) 腐敗・経済・職業関連犯罪捜査警察部、
- d) 麻薬関連犯罪捜査警察部、

d) 密輸、国境を通過する不許可の貨物運送、偽物・禁止品の製造・販売、知的所有権の侵害関連犯罪捜査警察部（以下短縮して密輸関連犯罪捜査警察部という）。

3. 県級公安捜査警察機関の組織は次のものがある。

- a) 総合捜査隊、
- b) 社会秩序関連犯罪捜査警察隊（以下短縮して刑事警察隊という）、
- c) 経済・職業関連犯罪捜査警察隊、
- d) 麻薬関連犯罪捜査警察隊。

公安省大臣は犯罪状況と実際の必要性に基づいて、県級公安捜査警察機関内に本項に規定する 1 つから 4 つの隊の設立を決定し、県級公安捜査警察機関内の各隊の解散、合併、情報源の整理を決定する。

第 19 条 公安省捜査警察機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告発を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。

2. 特に重大、複雑で複数の省・中央直轄市で発生したまたは国際的に組織された省級公安捜査警察機関の捜査管轄に属する犯罪に関して、直接の捜査が必要と見なした場合、刑事事件捜査を実行すること。人民最高裁判所裁判官委員会が破棄して再捜査を命じた、捜査警察機関の捜査管轄に属する特に重大な事件の捜査を実行すること。

3. 捜査業務を指導・指示し、省級公安・県級公安捜査警察機関の犯罪に関する告発・情報の受付・処理、起訴提案業務および犯罪捜査・処理業務における法・業務の執行を検査すること。捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民警察部隊各機関の捜査活動実施を指導すること。

4. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。

5. 人民公安捜査警察機関の任務・権限に属する告発の受付・処理および犯罪に関する情報提供ならびに起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。

6. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 20 条 省級公安捜査警察機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告発を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。
2. 本法第 21 条第 2 項に規定する犯罪が省・中央直轄市人民裁判所の裁判管轄に属する場合、または県級公安捜査警察機関の捜査管轄に属し複数の県・区・市・省に属する市および中央直轄市で発生した犯罪、国外の組織または外国と関連する犯罪で直接の捜査が必要と見なされる場合、刑事事件捜査を実行すること。
3. 捜査業務を指導・指示し、県級公安捜査警察機関の犯罪に関する告発・情報の受付・処理、起訴提案業務および犯罪捜査・処理業務における法・業務の執行を検査すること。捜査活動のいくつかを実行する任務を任される省級公安に属する人民警察部隊各機関の捜査活動実施を指導すること。
4. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。
5. 省級公安捜査警察機関・県級公安捜査警察機関の機能・任務・権限の範囲内の犯罪に関する告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。
6. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 21 条 県公安捜査警察機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告発を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。
2. 刑法第 14 章から第 24 章までの各章に規定する犯罪が県級人民裁判所の裁判管轄に属する場合、最高人民検察院捜査機関および人民公安捜査治安機関の捜査管轄に属する犯罪を除き、刑事事件捜査を実行すること。
3. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。
4. 村・区・町公安、派出所が行う犯罪関連の告発・情報の受付・検査・予備的審査任務について検査・指導を行うこと。
5. 県級公安捜査警察機関の犯罪に関する告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。
6. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 3 章

人民軍捜査機関の組織・任務・権限

第 1 部

人民軍捜査治安機関の組織・任務・権限

第 22 条 人民軍捜査治安機関の組織

1. 国防省捜査治安機関の組織には、捜査部・業務部および補助機構がある。
2. 軍区捜査治安機関およびそれに相当する組織には、捜査チームおよび補助機構がある。

政府は、人民軍の時期ごとの任務および組織に基づいて、国会常務委員会に軍区捜査治安機関およびそれに相当する組織の設立または解散の決定を提出する。

第 23 条 国防省治安捜査機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告発を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。
2. 特に重大、複雑で複数の軍区およびそれに相当する単位で発生したまたは外国の要素を含む、軍区治安捜査機関およびそれに相当する組織の捜査管轄に属する犯罪に関して、直接の捜査が必要と見なした場合、刑事案件捜査を実行すること。人民最高裁判所裁判官委員会が破棄して再捜査を命じた、人民軍治安捜査機関の捜査管轄に属する特に重大な事件の捜査を実行すること。
3. 軍区治安捜査機関およびそれに相当する組織の、捜査業務を指導・指示し、犯罪捜査・処理活動における法・業務の執行を検査すること。捜査活動のいくつかを実行する任務を任される国境部隊・沿岸警備隊・人民軍のその他機関が管轄に従った捜査活動を実施するよう指導すること。
4. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。
5. 人民軍治安捜査機関の任務・権限の範囲内の犯罪に関する告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。
6. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 24 条 軍区およびそれに相当する単位の治安捜査機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告発を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。
2. 軍区治安捜査機関およびそれに相当する単位は、刑法第 13 章、第 26 章に規定する犯罪および第 207、208、282、283、284、299、300、303、304、305、309、337、338、347、348、349、350 条に規定する犯罪が軍事裁判所の裁判管轄に属する場合、刑事案件を捜査する。
3. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。
4. 軍区治安捜査機関およびそれに相当する単位の犯罪に関する告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめ、国防省捜査治安機関長に報告すること。

5. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 2 部

人民軍刑事捜査機関の組織・任務・権限

第 25 条 人民刑事捜査機関の組織

1. 国防省刑事捜査機関の組織には、捜査部、業務部および補助機構がある。
2. 軍区刑事捜査機関およびそれに相当する組織には、捜査チームおよび補助機構がある。
3. 区域刑事捜査機関の組織には、捜査課、補助機構がある。
4. 政府は、人民軍の時期ごとの任務および組織に基づいて、国会常務委員会に軍区刑事捜査機関、それに相当する組織、区域刑事捜査機関の設立・合併・解散の決定を提出する。

第 26 条 国防省刑事捜査機関の任務および権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告訴を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。
2. 軍区刑事捜査機関およびそれに相当する組織の捜査管轄に属し、特に重大、複雑で複数の軍区およびそれに相当する単位で発生した犯罪、国際的に組織された犯罪に関して、直接の捜査が必要と見なした場合、刑事案件捜査を実行すること。人民最高裁判所裁判官委員会が破棄して再捜査を命じた、人民軍刑事捜査機関の捜査管轄に属する特に重大な事件の捜査を実行すること。
3. 軍区軍事捜査機関およびそれに相当する組織ならびに区域刑事捜査機関の、捜査業務を検査・指導・指示し、犯罪に関する告発・情報の受付・処理、起訴の提案業務および犯罪捜査・処理業務における法の執行を検査すること。捜査活動のいくつかを実行する任務を任される国境部隊・沿岸警備隊・人民軍のその他機関が管轄に従った捜査活動を実施するよう指導すること。
4. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。
5. 人民軍刑事捜査機関の任務・権限に属する犯罪関連の告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。
6. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 27 条 軍区刑事捜査機関およびそれに相当する組織の任務および権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告訴を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。

2. 本法第 28 条第 2 項に規定する犯罪が軍区軍事裁判所およびそれに相当する組織の裁判管轄に属するかまたは区域刑事捜査機関の捜査管轄に属し、直接の捜査が必要と見なされる場合、刑事事件捜査を実行すること。

3. 区域刑事捜査機関の、捜査業務を指導・指示し、犯罪に関する告発・情報の受付・処理、起訴の提案業務ならびに犯罪調査・処理業務における法・業務の執行を検査すること。捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民軍のその他機関が管轄に従った捜査活動を実施するよう指導すること。

4. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。

5. 軍区刑事捜査機関およびそれに相当する組織の任務・権限に属する犯罪関連の告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。

6. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 28 条 区域刑事捜査機関およびそれに相当する組織の任務および権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告訴を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。

2. 刑法第 14 章から第 25 章までの各章に規定する犯罪が同じ等級の軍事裁判所に属す場合、中央軍事検察院捜査機関および人民軍捜査治安機関の捜査管轄に属する犯罪を除き、刑事事件捜査を実行すること。

3. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。

4. 区域刑事捜査機関の任務・権限に属する犯罪関連の告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。

5. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第 4 章

最高人民検察院捜査機関の組織・任務・権限

第 29 条 最高人民検察院捜査機関の組織

1. 最高人民検察院捜査機関には、捜査部および補助機構がある。

2. 中央軍事検察院捜査機関には、捜査チームおよび補助機構がある。

第 30 条 最高人民検察院捜査機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告訴を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。

2. 司法活動において発生し、犯罪者が捜査機関・人民裁判所・人民検察院・判決執行機関の幹部職員・公務員、司法活動を行う権限を有する者である、刑法第23章および第24章に規定された、司法活動を侵害する犯罪、腐敗・職業に関する犯罪について、その犯罪の裁判権限が人民裁判所にある場合、犯罪捜査を行うこと。

3. 関係の機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。

4. 最高人民検察院捜査機関の任務・権限に属する犯罪関連の告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。

5. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第31条 中央軍事検察院捜査機関の任務・権限

1. 刑事職務作業を組織し、犯罪に関する告発・情報を受け付け、起訴を提案すること。自らの処理権限に属する犯罪関連の告発・情報を分類し、処理し、告発を提案するまたは処理のため権限を有する機関に速やかに送付すること。

2. 本法第30条第2項に規定する犯罪が軍事裁判所の裁判管轄に属する場合、刑事案件捜査を実行すること。

3. 機関・組織に犯罪発生の原因・条件克服のための措置の適用を提案すること。

4. 中央軍事検察院捜査機関の任務・権限に属する犯罪関連の告発・情報の受付・処理および起訴提案業務、犯罪捜査・処理業務の簡単な報告・全体報告をまとめること。

5. 刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決すること。

第5章

捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の任務・権限

第32条 国境警備隊の捜査任務・権限

1. 国境警備隊が自らの管理領域において任務を行う際に刑法第13章および第150、151、152、153、188、189、192、193、195、207、227、235、236、242、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、303、304、305、306、309、330、337、338、346、347、348、349、350条に規定する犯罪の国境警備隊が管理する本土・海岸・島の国境区域および各国境地域での発生を発見した場合、本条第2項に規定する者は以下の任務と権限を有する。

a) 現行犯で証拠と犯罪者の身元が明らかな重大性の低い犯罪は、刑事案件起訴を決定し、現場を検証し、捜索を行い、証言を取り、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、必要な場合は鑑定意見を要求し、被告人を起訴し、刑事訴訟法の規定によるその他の捜査措置を実行し、捜査を終了し、事件起訴の決定が出された日から1カ月以内に事件書類を管轄の検察院に送付すること。

b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に重大な犯罪または重大性は低いが複雑な犯罪は、刑事事件起訴を決定し、現場を検証し、捜索を行い、解決に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、証言を取り、必要な場合は鑑定意見を要求し、事件起訴の決定が出された日から 7 日以内に事件書類を管轄の捜査機関に送付すること。

c) 刑事訴訟法の規定に従って防止・強制措置を適用すること。

2. 国境偵察局局長は、刑法第 13 章に規定する犯罪に対して本条第 1 項に規定する権限を有する。

麻薬・犯罪防止局局長、麻薬・犯罪防止特任団団長は、刑法第 150、151、152、153、188、189、193、207、227、242、247、248、249、250、251、252、253、254、304、305、309、337、338、346、347、348、349、350 条に規定する犯罪に対して本条第 1 項に規定する権限を有する。

省・中央直轄市国境警備隊司令部長、港国境警備司令隊長、国境警備拠点長は、刑法第 13 章および第 150、151、152、153、188、189、193、207、227、242、247、248、249、250、251、252、253、254、304、305、309、337、338、346、347、348、349、350 条に規定する犯罪に対して本条第 1 項に規定する権限を有する。

奥地・遠隔地の国境警備拠点長は、本条第 1 項に規定する権限を有する。政府は、奥地・遠隔地の国境警備拠点について規定する。

3. 国境偵察局局長、麻薬・犯罪防止局局長、麻薬・犯罪防止特任団団長、省・中央直轄市国境警備隊司令部長、港国境警備司令隊長、国境警備拠点長は、捜査活動を管轄に従って直接組織・指示し、刑事事件捜査を担当する副官の任命または変更を決定し、捜査活動を検査し、根拠がなく法律に反する副官の決定について変更または廃止を決定し、刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決する。

国境偵察局局長、麻薬・犯罪防止局局長、麻薬・犯罪防止特任団団長、省・中央直轄市国境警備隊司令部長、港国境警備司令隊長、国境警備拠点長が不在の場合、副官の一人が長の有する本条第 2 項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

4. 刑事事件捜査を任じられた場合、国境偵察局副局長、麻薬・犯罪防止局副局長、麻薬・犯罪防止特任団副団長、省・中央直轄市国境警備隊司令部副部長、港国境警備司令隊副隊長、国境警備拠点副長は、本条第 1 項に規定する捜査措置を適用する権利を有する。

5. 国境偵察局局長・副局長、麻薬・犯罪防止局局長・副局長、麻薬・犯罪防止特任団長・副団長、省・中央直轄市国境警備隊司令部長・副部長、港国境警備司令隊長・副隊長、国境警備拠点長・副長は、自らの行為と決定に関して法律上の責任を負うこと。

第 33 条 税関の捜査任務・権限

1. 税関機関が自らの管理領域において任務を行う際に刑法第 188、189、190 条に規定する犯罪の発生を発見した場合、密輸防止捜査局局長、通關後検査局局

長、省・省合同・中央直轄市の税関局局長、国境税関支局支局長は以下の任務と権限を有する。

a) 現行犯で証拠と犯罪者の身元が明らかな重大性の低い犯罪は、刑事事件起訴を決定し、証言を取り、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、身体検査を行い、税関の管理区域内で貨物保管場所を検査し、必要な場合は鑑定意見を要求し、被告人を起訴し、刑事訴訟法の規定によるその他の捜査措置を実行し、捜査を終了し、事件起訴の決定が出された日から1カ月以内に事件書類を管轄の検察院に送付すること。

b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に重大な犯罪または重大性は低いが複雑な犯罪は、刑事事件起訴を決定し、証言を取り、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、身体検査を行い、税関の管理区域内で貨物保管場所を検査し、事件起訴の決定が出された日から7日以内に事件書類を管轄の捜査機関に送付すること。

2. 密輸防止捜査局局長、通関後検査局局長、省・省合同・中央直轄市の税関局局長、国境税関支局支局長は、捜査活動を直接組織・指示し、刑事事件捜査を担当する副官の任命または変更を決定し、捜査活動を検査し、根拠がなく法律に反する副官の決定について変更または廃止を決定し、刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決する。

密輸防止捜査局局長、通關後検査局局長、省・省合同・中央直轄市の税関局局長、国境税関支局支局長が不在の場合、副官の一人が長の有する本項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

3. 刑事事件捜査を任じられた場合、密輸防止捜査局副局長、通關後検査局副局長、省・省合同・中央直轄市の税関局副局長、国境税関支局副支局長は、本条第1項に規定する捜査措置を適用する権利を有する。

4. 密輸防止捜査局局長・副局長、通關後検査局局長・副局長、省・省合同・中央直轄市の税関局局長・副局長、国境税関支局支局長・副支局長は、自らの行為と決定に関して法律上の責任を負うこと。

第34条 森林警備隊の捜査任務・権限

1. 森林警備隊機関が自らの管理領域において任務を行う際に刑法第232、243、244、245、313、345条に規定する犯罪の発生を発見した場合、森林警備局局長、地域森林警備支局支局長、森林警備支局支局長、森林警備部部長は以下の任務と権限を有する。

a) 現行犯で証拠と犯罪者の身元が明らかな重大性の低い犯罪は、事件起訴を決定し、現場を検証し、捜索を行い、証言を取り、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、必要な場合は鑑定意見を要求し、被告人を起訴し、刑事訴訟法の規定によるその他の捜査措置を実行し、捜査を終了し、事件起訴の決定が出された日から1カ月以内に事件書類を管轄の検察院に送付すること。

b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に重大な犯罪または重大性は低いが複雑な犯罪は、事件起訴を決定し、現場を検証し、捜索を行い、証言を取り、事件

に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、事件起訴の決定が出された日から 7 日以内に事件書類を管轄の捜査機関に送付すること。

2. 森林警備局局長、地域森林警備支局支局長、森林警備支局支局長、森林警備部部長は、捜査活動を直接組織・指示し、刑事事件捜査を担当する副官の任命または変更を決定し、捜査活動を検査し、根拠がなく法律に反する副官の決定について変更または廃止を決定し、刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決する。

森林警備局局長、地域森林警備支局支局長、森林警備支局支局長、森林警備部部長が不在の場合、副官の一人が長の有する本項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

3. 刑事事件捜査を任じられた場合、森林警備局副局長、地域森林警備支局副支局長、森林警備支局副支局長、森林警備部副本部長は、本条第 1 項に規定する捜査措置を適用する権利を有する。

4. 森林警備局局長・副局長、地域森林警備支局支局長・副支局長、森林警備支局支局長・副支局長、森林警備部副本部長・副部長は、自らの行為と決定に関して法律上の責任を負うこと。

第 35 条 沿岸警備隊の捜査任務・権限

1. 沿岸警備隊に属する各部隊が自らの管理領域において任務を行う際、沿岸警備隊が管理するベトナム社会主義共和国の海域および大陸棚で刑法第 13 章および第 188、189、227、235、236、237、242、249、250、251、252、253、254、272、273、282、284、303、304、305、309、311、346、347、348 条に規定する犯罪の発生を発見した場合、本条第 2 項に規定する者は以下の任務と権限を有する。

a) 現行犯で証拠と犯罪者の身元が明らかな重大性の低い犯罪は、刑事事件起訴を決定し、現場を検証し、捜索を行い、証言を取り、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、必要な場合は鑑定意見を要求し、被告人を起訴し、刑事訴訟法の規定によるその他の捜査措置を実行し、捜査を終了し、事件起訴の決定が出された日から 1 カ月以内に事件書類を管轄の検察院に送付すること。

b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に重大な犯罪または重大性は低いが複雑な犯罪は、刑事事件起訴を決定し、現場を検証し、捜索を行い、解決に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、証言を取り、必要な場合は鑑定意見を要求し、事件起訴の決定が出された日から 7 日以内に事件書類を管轄の捜査機関に送付すること。

c) 刑事訴訟法の規定に従って防止・強制措置を適用すること。

2. 沿岸警備隊司令官、沿岸警備隊地域司令官、業務法律局局長、艦隊司令官、小艦隊指揮官、沿岸警備隊業務部長は、本条第 1 項に規定する権限を有する。

麻薬犯罪防衛特任団団長は、刑法第 249、250、251、252、253、254 条に規定する犯罪に対して本条第 1 項に規定する権限を有する。

3. 沿岸警備隊司令官、沿岸警備隊地域司令官、業務法律局局長、麻薬犯罪防衛特任団団長、艦隊司令官、小艦隊指揮官、沿岸警備隊業務部長は、捜査活動を

管轄に従って直接組織・指示し、刑事事件捜査を担当する副官の任命または変更を決定し、捜査活動を検査し、根拠がなく法律に反する副官の決定について変更または廃止を決定し、刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決する。

沿岸警備隊司令官、沿岸警備隊地域司令官、業務法律局局長、麻薬犯罪防衛特任団団長、艦隊司令官、小艦隊指揮官、沿岸警備隊業務部長が不在の場合、副官の一人が長の有する本項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

4. 刑事事件捜査を任せられた場合、沿岸警備隊副司令官、沿岸警備隊地域副司令官、業務法律局副局長、麻薬犯罪防衛特任団副団長、艦隊副司令官、小艦隊副指揮官、沿岸警備隊業務部副部長は、本条第1項に規定する捜査措置を適用する権利を有する。

5. 沿岸警備隊司令官・副司令官、沿岸警備隊地域司令官・地域副司令官、業務法律局局長・副局长、麻薬犯罪防衛特任団団長・副団長、艦隊司令官・副司令官、小艦隊指揮官・副指揮官、沿岸警備隊業務部長・副部長は、自らの行為と決定に関して法律上の責任を負うこと。

第36条 漁業警備隊の捜査任務・権限

1. 漁業警備隊の機関が自らの管理領域において任務を行う際、漁業警備隊が管理するベトナム社会主義共和国の海域および大陸棚で刑法第111、242、244、245、246、305、311条に規定する犯罪の発生を発見した場合、漁業警備局局長、地域漁業警備支局支局長は以下の任務と権限を有する。

a) 現行犯で証拠と犯罪者の身元が明らかな重大性の低い犯罪は、事件起訴を決定し、現場を検証し、捜索を行い、証言を取り、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、必要な場合は鑑定意見を要求し、被告人を起訴し、刑事訴訟法の規定によるその他の捜査措置を実行し、捜査を終了し、事件起訴の決定が出された日から1ヶ月以内に事件書類を管轄の検察院に送付すること。

b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に重大な犯罪または重大性は低いが複雑な犯罪は、事件起訴を決定し、現場を検証し、捜索を行い、証言を取り、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、事件起訴の決定が出された日から7日以内に事件書類を管轄の捜査機関に送付すること。

c) 刑事訴訟法の規定に従って防止・強制措置を適用すること。

2. 漁業警備局局長、地域漁業警備支局支局長は、捜査活動を直接組織・指示し、刑事事件捜査を担当する副官の任命または変更を決定し、捜査活動を検査し、根拠がなく法律に反する副官の決定について変更または廃止を決定し、刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決する。

漁業警備局局長、地域漁業警備支局支局長が不在の場合、副官の一人が長の有する本項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

3. 刑事事件捜査を任せられた場合、漁業警備局副局長、地域漁業警備支局副支局長は、本条第1項に規定する捜査措置を適用する権利を有する。

4. 漁業警備局局長・副局长、地域漁業警備支局支局長・副支局長は、自らの行為と決定に関して法律上の責任を負うこと。

第 37 条 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民公安治安部隊に属する各機関の検査任務・権限

1. 自らの任務中に人民公安治安検査機関の検査管轄に属する犯罪の兆候を発見した場合、本法第 9 条第 6 項に規定する各治安機関の局長・部長は刑事事件の起訴を決定し、証言を取り、現場を検証し、捜索を行い、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、事件起訴の決定が出された日から 7 日以内に事件書類を管轄の治安検査機関に送付すること。

県級公安の治安部隊は自らの任務を行う際、省級公安治安検査機関の検査管轄に属する犯罪の兆候を発見した場合、速やかに犯罪行為を行って逃亡した者を指名手配し、証言を取り、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、省級公安治安検査機関に速やかに報告すること。

2. 本条第 1 項に規定する局長・部長は、検査活動を直接組織・指示し、刑事事件検査を担当する副官の任命または変更を決定し、検査活動を検査し、根拠がなく法律に反する副官の決定について変更または廃止を決定し、刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決する。

局長・部長が不在の場合、副官の一人が長の有する本項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

3. 刑事事件検査を任せられた場合、副局長・副部長は、本条第 1 項に規定する検査措置を適用する権利を有する。

4. 局長・副局長、部長・副部長は、自らの行為と決定に関して法律上の責任を負うこと。

第 38 条 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民公安警察部隊に属する各機関の検査任務・権限

1. 任務実行中に検査警察機関の検査管轄に属する犯罪の兆候を発見した場合、本法第 9 条第 6 項に規定する各警察機関の局長・長官・部長・監督は刑事事件の起訴を決定し、証言を取り、現場を検証し、捜索を行い、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、事件起訴の決定が出された日から 7 日以内に事件書類を管轄の検査警察機関に送付すること。

犯人が留置場から脱走した場合、留置場の監督は指名手配決定を発し、逃亡者追跡部隊を組織する。

2. 本条第 1 項に規定する局長・長官・部長・監督は、検査活動を直接組織・指示し、刑事事件検査を担当する副官の任命または変更を決定し、検査活動を検査し、根拠がなく法律に反する副官の決定について変更または廃止を決定し、刑事訴訟法の規定に従って苦情申し立て・告発を解決する。

局長・長官・部長・監督が不在の場合、副官の一人が長の有する本項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

3. 刑事事件検査を任せられた場合、副局長・副長官・副部長・副監督は、本条第 1 項に規定する検査措置を適用する権利を有する。

4. 局長・副局長、長官・副長官、部長・副部長、留置場監督・副監督は、自らの行為と決定に関して法律上の責任を負うこと。

第 39 条 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される人民軍の中の他の各機関の捜査任務・権限

1. 留置場監督は、自らの任務を行う際、刑事捜査機関の捜査管轄に属する、刑事責任を追及するべき犯罪の兆候を発見した場合、刑事案件の起訴を決定し、現場を検証し、証言を取り、捜索を行い、事件に直接関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、事件起訴の決定が出された日から 7 日以内に事件書類を管轄の捜査機関に送付すること。

犯罪者が留置場から脱走した場合、留置場の監督は指名手配決定を発し、逃亡者追跡部隊を組織する。

留置場監督が不在の場合、副官の一人が長の有する本項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

2. 連隊級およびそれに相当する独立単位の長は、自らの任務を行う際、独立単位の置かれている区域で人民軍捜査機関捜査管轄に属する犯罪行為の発生を発見した場合、現行犯報告書を作成し、証言を取り、捜索を行い、犯罪行為に関連する物証・資料を没収・仮差押え・保管し、刑事訴訟法の規定に従って防止措置を適用し、事件起訴の決定が出された日から 7 日以内に事件書類を管轄の捜査機関に送付する権利を有する。

連隊級およびそれに相当する独立単位の長が不在の場合、副官の一人が長の有する本項に規定する権限の実施を授権され、長に対しおよび法律上、授権された任務に関する責任を負うこと。

3. 留置場監督・副監督、連隊級およびそれに相当する独立単位の長・副長は、自らの行為と決定に関して法律上の責任を負うこと。

第 6 章 刑事捜査活動における分担および協力関係

第 40 条 各捜査機関・捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の間の関係

1. 各捜査機関の間の関係、捜査機関と捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の間の関係、捜査活動のいくつかを実行する任務を任される各機関の間の関係は、分担および協力関係である。

2. 捜査機関は、捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関に捜査業務を指導・指示する責任を負う。捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関は、捜査機関の文書による要求を実現すること。

3. 捜査機関は、捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関から送付された事件書類を管轄に従って受け付け、事件書類を送付した機関に処理結果を報告する責任を負う。

4. 犯罪の兆候があるが捜査管轄が明確に確認できない場合、先に発見した捜査機関は、刑事訴訟法および本法の規定に従って速やかに捜査活動を適用すること。捜査管轄が確認された場合刑事訴訟法の規定に従って管轄の捜査機関に事件を移送する。

5. 捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関は、管轄に従って刑事事件を起訴し防止措置を適用した後、速やかにそれら決定を検察院に回付し、管轄の捜査機関に報告し、知らせること。

6. 人民警察部隊、人民治安部隊、軍事指揮部隊は、捜査機関の長官・副長官、捜査官および捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の長官・副長官の要求を捜査活動において援助・実施する責任を負う。

第 41 条 捜査委託

必要な場合、捜査機関は他の捜査機関に捜査活動のいくつかの実行を委託して良い。委託決定は、具体的な要求を明記すること。委託された捜査機関は、捜査機関が委託・要求する期限内に委託されたことを十分実施する責任を負う。

委託された捜査機関が委託されたことの一部または全部を実施できない場合、速やかに文書で委託した捜査機関に報告し、理由を明確に知らせること。

第 42 条 捜査部隊と偵察部隊の間の関係

1. 捜査部隊と偵察部隊の間の関係は、犯罪の発見・阻止・捜査・処理・防止における協力・援助関係である。

2. 捜査部隊との関係において、偵察部隊は以下の責任を負う。

a) 法律規定に従って、法律違反行為の発見に必要な措置を適用し、捜査部隊に捜査・処理のための情報を提供すること。

b) 捜査部隊の捜査活動実施、資料・証拠収集、犯罪防止および犯罪者の指名手配を援助するための業務措置を適用すること。

c) 法律違反および犯罪の防止に必要な各措置を、任された機能・任務・権限に従って適用すること。

d) 国家管理、社会管理、経済管理の中の抜け穴・不足を発見し、関係の機関・組織が克服措置を取れるよう提案すること。

d) 必要な各措置を、法律の規定に従って適用し、犯罪・法律違反発生の原因・条件を制限し取り除くこと。

3. 偵察部隊との関係において、捜査部隊は以下の責任を負う。

a) 偵察部隊の本条第 2 項の規定に従った機能・任務の実現のために犯罪および犯罪者に関する情報を偵察部隊に提供すること。

b) 偵察部隊と協力して国家管理、社会管理、経済管理の中の抜け穴・不足の評価・確定を行い、関係の機関・組織が克服措置を取れるよう提案すること。

c) 各刑事事件における犯罪発生の原因・条件、犯罪の方式・手段を評価し、偵察部隊が犯罪の防止・発見業務を行うことができるように伝え、協力すること。

4. 捜査機関の長官は、刑事事件捜査の際の捜査部隊と偵察部隊の間の活動協力に必要な各措置の適用を決定する。本条第2項および第3項に規定する各措置については、国家機密保護に関する法律規定に従って秘密を守ること。

第43条 刑事捜査活動に対する各級の公安・軍機関長官の責任

自らの任務・権限の範囲内で、刑事捜査の組織・活動に関連する各級の公安・軍機関長官は、以下の責任を負う。

1. 捜査官および他の役職の者の刑事捜査活動での決定・訴訟行為において独立性・客觀性を保証するために、法律規定の通りに実施すること。
2. 人員・物質的基盤・技術・設備装置・経費について必要な各条件および刑事捜査活動に必要な他の各条件を保証すること。
3. 各部隊に刑事捜査活動への協力・援助を指示・組織すること。
4. 人民公安法・国家治安法および関連する他の法律の規定に従って、刑事捜査活動に必要で役立つ情報・資料を収集するための活動・措置を実行すること。
5. 訴訟執行機関による防止措置の適用、証拠収集、刑事訴訟活動の保護を支援する部隊を組織すること。
6. 妨害行為、刑事事件の捜査・処理結果の偽造を予防するための各措置を、法律規定に従って実施すること。

第44条 村・区・町公安、派出所の責任

1. 村公安は、犯罪に関する告発・情報を受け付け、受付報告書を作成し、最初の証言を取り、犯罪に関する告発・情報に関連の各書証・物証を添えて速やかに管轄の捜査機関に送付する責任を負う。

2. 区・町公安および派出所は、犯罪に関する告発・情報を受け付け、受付報告書を作成し、検査を行い、予備的に審査し、犯罪に関する告発・情報に関連の各書証・物証を添えて速やかに管轄の捜査機関に送付する責任を負う。

3. 村・区・町公安および派出所が現行犯人・指名手配被疑者を発見・逮捕・受付した場合、法律規定に従って武器・凶器を没収・仮差押えし、関連の書証・物証を保管し、逮捕報告書を作成し、最初の証言を取り、現場を保全すること。逮捕者を直属の上級公安機関に速やかに移送するかまたは管轄の捜査機関に速やかに報告すること。

第7章

捜査機関の長官・副長官、捜査官および捜査幹部

第45条 捜査官

1. 捜査官とは、刑事捜査の任務を行うために任命された者である。
2. 捜査官には以下の各階級がある。
 - a) 初級捜査官、
 - b) 中級捜査官、

c) 高級捜査官。

第46条 捜査官の一般的基準

1. 祖國およびベトナム社会主義共和国憲法に忠誠を尽くすベトナム市民であり、道徳的な人格者で、清廉潔白で誠実で、政治的に安定した考え方で、社会主義政権を守る堅固な精神を備えていること。
2. 治安大学・警察大学または法学部卒業以上の学歴を有すること。
3. 本法の規定する期間の法律業務の経験があること。
4. 捜査業務に関する訓練経験があること。
5. 任された任務の完了を保証できるよう健康であること。

第47条 初級捜査官任命の基準

本法第46条に規定する基準を十分満たす在職の人民公安士官、在職の人民軍士官、人民検察院幹部で、以下の条件を十分備える者を、初級捜査官に任命できる。

1. 法律業務の経験が4年以上あること。
2. 重大性の低い犯罪および重大な犯罪に属する事件を捜査する能力があること。
3. 初級捜査官試験に合格したこと。

第48条 中級捜査官任命の基準

1. 本法第46条に規定する基準を十分満たし、以下の条件を十分備える者を、中級捜査官に任命できる。
 - a) 5年以上初級捜査官であったこと。
 - b) 極めて重大な犯罪および特別に重大な犯罪に属する事件を捜査する能力があること。
 - c) 初級捜査官の捜査活動の指導を行う能力があること。
 - d) 中級捜査官試験に合格したこと。
2. 捜査機関に幹部の需要がある場合、本法第46条、本条第1項b、c、d号に規定する基準を十分満たし、法律業務の経験が9年以上ある者を、中級捜査官に任命できる。

第49条 高級捜査官任命の基準

1. 本法第46条に規定する基準を十分満たし、以下の条件を十分備える者を、上級捜査官に任命できる。
 - a) 5年以上中級捜査官であったこと。
 - b) 極めて重大な犯罪、特別に重大な犯罪および複雑な犯罪に属する事件を捜査する能力があること。
 - c) 犯罪防止措置を研究・総合・提案する能力があること。
 - d) 初級捜査官・中級捜査官の捜査活動の指導を行う能力があること。

d) 高級捜査官試験に合格したこと。

2. 捜査機関に幹部の需要がある場合、本法第46条、本条第1項b、c、d、d号に規定する基準を十分満たし、法律業務の経験が14年以上ある者を、高級捜査官に任命できる。

第50条 特別な場合の捜査官任命

特別な場合、捜査機関での業務を命ずる管轄の機関・組織は、捜査業務の訓練を受けておらず本法第48条、第49条それぞれの第1項第a号に規定する期間の経験がない者でも、本法第46条第1、2、5項、第48条第1項第b号および第c号、第49条第1項第b、c、d号に規定された他の基準を満たしていれば、中級捜査官・高級捜査官に任命できる。

第51条 捜査官の任期

捜査官の最初の任期は5年、再任または昇級の場合の任期は10年である。

第52条 捜査機関の長官・副長官の任務・権限・責任

1. 捜査機関の長官には、以下の任務・権限がある。

a) 自らが長官を務める捜査機関の業務について、任務実行の指示・管理・検査、業務の計画、問題に関する決定を行うこと。上級の捜査機関長官に対して責任を負い、業務報告を行うこと。

b) 自らが長官を務める捜査機関および下級の捜査機関の刑事捜査業務の全体報告作成を指示・組織すること。

c) 下級の捜査機関の捜査業務活動を指示・指導・検査すること。

d) 犯罪に関する告発・情報処理、起訴の提案、ならびに刑事事件捜査のための捜査機関副長官・捜査官・捜査幹部の分担を決定し、捜査機関副長官・捜査官による犯罪に関する告発・情報処理、起訴の提案および捜査の活動を検査すること。

d) 根拠がなく法律に反する捜査機関副長官・捜査官の決定について変更または廃止を決定し、捜査官の変更を決定すること。

e) 捜査機関の管轄に属する苦情申し立て・告発を解決すること。

g) 法律規定に従ってその他の任務・権限を行うこと。

捜査機関長官が不在の場合、捜査機関副長官の一人が長官の有する任務・権限の実施を授権される。副長官は、長官に対し、授権された任務に関する責任を負うこと。

2. 刑事事件捜査の際、捜査機関長官・副長官は、刑事訴訟法の規定に従って任務・権限を行う。

3. 捜査機関長官・副長官は、法の前に自らの行為・決定に関する責任を負うこと。

第53条 捜査官の任務・権限・責任

1. 捜査官は、捜査機関の長官・副長官からの分担に従って、捜査機関の管轄に属する検査・確認活動および捜査活動を行うことができる。

2. 捜査官は、犯罪に関する告発・情報の処理、起訴の提案および刑事事件捜査を分担された際、刑事訴訟法の規定に従って任務・権限を行う。

3. 捜査官は以下の責任を負う。

a) 刑事訴訟法および関連する他の法律の規定に従って措置を適用し、事件の事実について客観的・全面的・十分な捜査・確定を行うこと。

b) 法を遵守し、捜査機関長官・副長官の直接の指示に従うこと。

c) 刑事訴訟法で定められた各場合に訴訟の実施を拒否または変更すること。

d) 国家の幹部・公務員または人民武装部隊の幹部・兵士の禁止行為に関する法律規定を執行すること。

4. 捜査官は法的におよび捜査機関長官・副長官の前に、自らの行為・決定に関する責任を負う。

第 54 条 捜査官の禁止行為

1. 国家の幹部・公務員または人民武装部隊の幹部・兵士の禁止行為として法律が規定していること。

2. 逮捕者・被留置者・被告人・被告訴人・当事者または他の訴訟参加者の相談に応じ、法律規定に反して事件・案件を処理すること。

3. 事件・案件の処理に介入する、または自らの影響力を事件・案件の処理責任者に及ぼすこと。

4. 事件・案件の一件書類・資料を、任された任務のためではなく、または権限者の同意なく、機関から持ち出すこと。

5. 自らが処理権限を有する事件・案件の被告人・被告訴人・当事者または他の訴訟参加者と規定外の場所で接触すること。

第 55 条 初級捜査官・中級捜査官・高級捜査官選抜審議会

1. 人民公安高級捜査官・中級捜査官・初級捜査官の選抜審議会について、以下のように規定する。

a) 人民公安高級捜査官および公安省捜査機関の中級捜査官・初級捜査官選抜審議会は、公安省大臣が指定する公安省の長官を会長とし、各委員は人民公安政治総局指導者代表、公安省捜査警察機関・捜査治安機関・幹部組織局および政権・行政司法改革局の指導者代表から構成される。

b) 省級公安捜査機関および県級公安捜査警察機関の中級捜査官・初級捜査官選抜審議会は、省級公安長を会長とし、各委員は省級公安の捜査警察機関・捜査治安機関・幹部組織部および政権・行政司法改革部または参謀部の代表から構成される。

c) 人民公安審査官の選抜審議会委員名簿は、公安省大臣が選抜審議会会長の提案に従って決定する。

2. 人民軍審査官の選抜審議会は、国防省大臣が指定する国防省の長官を会長とし、各委員はベトナム人民軍政治総局指導者代表、国防省の刑事捜査機関・捜査治安機関・幹部局および政権部の指導者代表から構成される。

人民軍審査官の選抜審議会委員名簿は、国防省大臣が選抜審議会会长の提案に従って決定する。

3. 最高人民検察院審査官の選抜審議会は、最高人民検察院院長が指定する最高人民検察院副院長を会長とし、各委員は最高人民検察院検察委員会代表、中央軍事検察院、最高人民検察院の捜査機関および幹部組織部の指導者代表から構成される。

最高人民検察院審査官の選抜審議会委員名簿は、最高人民検察院院長が選抜審議会会长の提案に従って決定する。

4. 初級審査官・中級審査官・高級審査官の選抜審議会には、以下の任務・権限がある。

- a) 初級審査官・中級審査官・高級審査官の選抜を準備する。
- b) 選抜員名簿を公表する。
- c) 任命権限を有する階級の者に初級審査官・中級審査官・高級審査官への選抜者を提案する。

5. 初級捜査官・中級捜査官・高級捜査官選抜審議会の就業規則は、人民公安に属する場合は公安省大臣が規定し、人民軍に属する場合は国防省大臣が規定し、高等人民検察院に属する場合は最高人民検察院院長が規定する。

第 56 条 捜査官の任命・解任および解雇

1. 捜査官の任命・解任・解雇および捜査官証明書の授与・回収は、人民公安の場合は公安省大臣が規定し、人民軍の場合は国防省大臣が規定し、最高人民検察院の場合は最高人民検察院院長が規定する。

2. 捜査官は、退職した場合または他の仕事に転職した場合、自動的に捜査官を解任される。

捜査官は、健康上の理由・家族の事情または任された任務の達成が保証できないと見なされる他の理由で捜査官を解任されることがある。

3. 捜査官は、法的効力を有する裁判所の有罪判決を受けた場合または人民公安の資格剥奪・人民軍の階級剥奪・退職強要の形式で懲戒を受けた場合、自動的に捜査官の役職を失う。

4. 下記のうちの 1 つに属する場合、違反の性質と程度により、捜査官は捜査官を解雇されることがある。

- a) 刑事事件捜査業務における違反、
- b) 本法第 14 条の規定違反、
- c) 幹部・公務員に関する法律規定による解雇の形式の懲戒、
- d) 道徳的な人格に関する違反。

第 57 条 捜査機関長官・副長官の任命・解任および解雇

1. 捜査活動を組織・指示する能力を有する高級捜査官または中級捜査官を、捜査機関の長官・副長官に任命することができる。

2. 捜査機関長官・副長官の任命・解任・解雇および検査機関長官・副長官証明書の授与・回収は、人民公安の場合は公安省大臣が規定し、人民軍の場合は国防省大臣が規定し、最高人民検察院の場合は最高人民検察院院長が規定する。

第 58 条 捜査官の就業年齢制限

1. 捜査官の就業年齢の上限は、人民公安・人民軍の士官の場合人民公安法・ベトナム人民軍士官法の規定に従う。最高人民検察院検査官の退職年齢は、労働法の規定に従う。

2. 人民公安・人民軍の検査機関に需要がある場合、検査員が十分な人格を備え、専門・業務に詳しく、健康状態が良く、本人が希望すれば、公安省大臣・国防省大臣の規定により就業年齢を延長できるが、男性は 60 歳、女性は将官レベルの女性士官を除き 55 歳を超えない。

第 59 条 捜査幹部

1. 捜査機関に属する検査幹部について以下に規定する。

a) 検査官による刑事検査活動のいくつかの実行を援助するために、本法第 46 条第 1、2、3、5 項に規定する基準を十分満たす者を、検査幹部に任命できる。

b) 検査幹部の任命・解任、検査幹部証明書の授与・回収は、人民公安の場合は公安省大臣が規定し、人民軍の場合は国防省大臣が規定し、最高人民検察院の場合は最高人民検察院院長が規定する。

c) 刑事訴訟法および本法の規定に従って任務・権限を行う。

2. 事件検査を行う際、検査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の長は、刑事訴訟法および本法の規定による自らの検査任務・権限の実行を補助するために機関・部隊に属する者を検査幹部に任じる。検査幹部は刑事訴訟法および本法の規定に従って任務・権限を行う。

3. 検査幹部は、自らの任務・権限の実施に関し、検査官・検査機関長官・検査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の長に対する責任および法的責任を負う。

第 8 章

刑事検査活動の条件の保証

第 60 条 刑事検査業務を行う者に対する制度・政策

1. 検査機関で業務を行う人民公安の士官・下士官・兵士、人民軍の士官・下士官・職業軍人・兵士は、法律規定に従って、人民武装部隊の階級を与えられ、昇級され、優遇制度・政策の対象となる。

2. 最高人民検察院検査機関で業務を行う幹部・公務員は、法律規定に従って優遇制度・政策の対象となる。

3. 検査官・検査幹部は、法律規定に従って給料・手当およびその他の制度・政策・権利を与えられる。

4. 刑事捜査の業務において集団・個人が成果を上げた場合は法律規定に従って表彰され、財産に害が及んだ場合は補償される。個人が名誉を毀損された場合は名誉を回復され、生命・健康に害が及んだ場合は制度・政策の対象となる。

第 61 条 刑事捜査業務における人員・訓練・育成の保証

1. 国家は捜査機関・捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関に必要な人員を保証する。

2. 刑事捜査業務を行う者は、任された任務・権限に適合した専門業務・法律に関する教練・訓練・育成を受けること。

第 62 条 刑事捜査活動のための物質的基盤の保証

1. 刑事捜査業務・活動地域および経済社会的条件による要求に基づき、国家は以下の物を含む捜査機関の物質的基盤を保証する。土地・本拠・建築物、設備装置・ツール、交通手段、通信連絡手段、業務技術およびその他各物質的・技術的条件。第一に奥地・遠隔地・山地・島・経済社会的条件が特に困難な地方、国家の防衛、社会の秩序・安定に関して重要な場所の捜査機関に対して行う。

武器・ツールの装備・使用管理は、武器・ツールの管理・使用に関する法律規定に従って行う。

2. 犯罪行為防止、犯罪人追跡、被害者援助のために差し迫って必要な場合、捜査官は機関・組織および個人の交通手段・通信連絡手段を準備・使用してよい（当該交通手段の運転者を含む。外交代表機関・外国領事機関・国際組織代表機関および優先権・外交特権を与えられた人または領事の交通手段を除く）が、情勢に差し迫った必要性がなくなった場合速やかに返還すること。損害が発生した場合、捜査機関は法律規定に従って賠償する責任を負う。

第 63 条 刑事捜査活動経費の保証

国家は刑事捜査活動経費を保証する。刑事捜査活動のための予算作成、経費の使用・決算は、国家予算法に従って行う。

第 9 章

刑事捜査業務における

政府・各省庁、省・中央直轄市人民委員会の責任

第 64 条 刑事捜査業務の管理責任

1. 政府は刑事捜査業務を統一管理し、以下の責任を負う。

a) 刑事捜査に関する法律規範文書を管轄に従って公布するかまたは公布管轄機関に提出すること。

b) 刑事捜査に関する法律規範文書の実施を指示すること。

c) 刑事捜査に関する法律の普及・教育について指示を行うこと。

- d) 憲法・刑事訴訟法・本法および関連する他の法律の規定に反する刑事捜査に関する規定について、管轄に従って一時停止・却下、または権限を有する級に一時停止・却下を提案すること。
 - d) 刑事捜査に関する報告制度を規定すること。
 - e) 刑事捜査に関する国際協力をを行うこと。
2. 公安省は政府が本条第1項に規定する責任を果たすのを助ける。

第65条 公安省大臣の責任

1. 公安省が担う部門・領域管理機能を実現するための刑事捜査に関する法律規範文書を、管轄に従って公布するかまたは公布管轄機関に提出すること。
2. 刑事捜査に関する法律規範文書の実施を指示および組織すること。
3. 刑事捜査に関する法律の普及・教育を行うこと。
4. 憲法・刑事訴訟法・刑法・本法および関連する他の法律の規定に反する刑事捜査に関する規定について、管轄に従って一時停止・却下、または権限を有する級に却下を提案すること。
5. 刑事捜査に関する書式・書類・冊子の公布について統括・協力すること。
6. 人民公安捜査機関の組織・人員および活動のシステムを管理し、交通手段の装備を行い、人民公安内部で捜査業務を行う幹部の訓練・育成・教練を行うこと。捜査活動のいくつかを実行する任務を任される機関の幹部・公務員に対して業務に関する育成・教練・指示・指導を行うこと。刑事捜査業務に関して簡単な報告・全体報告をまとめ、科学的研究を行うこと。
7. 刑事捜査に関するデータベースを管理すること。
8. 政府の規定に従って刑事捜査業務に関する報告制度を実現すること。
9. 法律規定に従って、苦情申し立て・告発を検査・審査・処理し、捜査に関する違反を処理すること。

第66条 国防省大臣の責任

1. 国防省が担う部門・領域管理機能を実現するための刑事捜査に関する法律規範文書を、管轄に従って公布するかまたは公布管轄機関に提出すること。
2. 人民軍内の刑事捜査に関する法律文書の実施を指示および組織すること。
3. 人民軍内の刑事捜査に関する法律の普及・教育を行うこと。
4. 憲法・刑事訴訟法・刑法・本法および関連する他の法律の規定に反する刑事捜査に関する規定について、管轄に従って一時停止・却下、または権限を有する級に却下を提案すること。
5. 人民軍内の捜査機関の組織・人員および活動のシステムを管理し、交通手段の装備を行い、人民軍内で刑事捜査業務を行う幹部の訓練・育成・教練を行うこと。人民軍内の刑事捜査業務に関して簡単な報告・全体報告をまとめ、科学的研究を行うこと。
6. 政府の規定に従って刑事捜査業務に関する報告制度を実現すること。

7. 法律規定に従って、苦情申し立て・告発を検査・審査・処理し、刑事捜査に関する違反を処理すること。

第67条 最高人民検察院院長の責任

1. 最高人民検察院が担う部門・領域管理機能を実現するための刑事捜査に関する法律規範文書を、管轄に従って公布するかまたは公布管轄機関に提出すること。

2. 人民検察院内の刑事捜査に関する法律規範文書の実施を指示および組織すること。

3. 人民検察院内の刑事捜査に関する法律の普及・教育を行うこと。

4. 憲法・刑事訴訟法・刑法・本法および関連する他の法律の規定に反する刑事捜査に関する規定について、管轄に従って一時停止・却下、または権限を有する級に却下を提案すること。

5. 最高人民検察院の捜査機関の組織・人員および活動を管理し、交通手段の装備を行い、最高人民検察院で捜査業務を行う幹部の訓練・育成・教練を行うこと。最高人民検察院内の捜査業務に関して簡単な報告・全体報告をまとめ、科学的研究を行うこと。

6. 政府の規定に従って刑事捜査業務に関する報告制度を実現すること。

7. 法律規定に従って、苦情申し立て・告発を検査・審査・処理し、捜査に関する違反を処理すること。

第68条 財務省大臣の責任

1. 税関の各機関が刑事訴訟法および本法の規定に従って任務・権限を行うよう指示を行うこと。

2. 交通手段の装備を行い、税関の各機関で刑事捜査業務を行う幹部の育成・教練を準備すること。税関の各機関での刑事捜査業務に関して簡単な報告・全体報告をまとめること。

3. 政府の規定に従って刑事捜査業務に関する報告制度を実現すること。

4. 法律規定に従って、苦情申し立て・告発を検査・審査・処理し、捜査に関する法律違反を処理すること。

第69条 農業農村開発省大臣の責任

1. 森林警備隊・漁業警備隊の各機関が刑事訴訟法および本法の規定に従って任務・権限を行うよう指示を行うこと。

2. 交通手段の装備を行い、森林警備隊・漁業警備隊の各機関で刑事捜査業務を行う幹部の育成・教練を準備すること。森林警備隊・漁業警備隊の各機関での刑事捜査業務に関して簡単な報告・全体報告をまとめること。

3. 政府の規定に従って刑事捜査業務に関する報告制度を実現すること。

4. 法律規定に従って、苦情申し立て・告発を検査・審査・処理し、捜査に関する違反を処理すること。

第70条 各省庁・省級人民委員会の責任

1. 管轄内の各機関・組織・個人に刑事捜査に関する法律の各規定を行うよう指示・指導すること。
2. 刑事事件の管理においてお互いに協力し、公安省・国防省・財務省・農業農村開発省・最高人民検察院と協力すること。
3. 刑事捜査に関する法律の宣伝・普及・教育を組織的に行うこと。

第 10 章 施行規定

第 71 条 施行

1. 本法は 2016 年 7 月 1 日に施行される。
2. 法律第 30/2006/PL-UBTVQH11 号および法律第 09/2009/PL-UBTVQH12 号に従って諸条を修正・追加された刑事捜査組織法第 23/2004/PL-UBTVQH11 号は、本法の施行日に効力を失う。

第 72 条 経過規定

1. 本法第 18 条第 1 項第 c 号および第 d 号の名称に関する規定は、人民公安法第 73/2014/QH13 号第 24 条第 1 項第 d 号に規定する経済警察局および汚職犯罪捜査警察局という名称を代替する。
2. 法令第 30/2006/PL-UBTVQH11 号および法令第 09/2009/PL-UBTVQH12 号により諸条を修正・追加された刑事捜査組織法第 23/2004/PL-UBTVQH11 号の規定する管轄に従って捜査機関が現在処理中だが本法の施行日までに捜査が終了しない事件は、事件捜査が終了するまで捜査を継続する。
3. 法令第 30/2006/PL-UBTVQH11 号および法令第 09/2009/PL-UBTVQH12 号により諸条を修正・追加された刑事捜査組織法第 23/2004/PL-UBTVQH11 号の規定に従って任命されていた初級捜査官・中級捜査官・高級捜査官は、本法の施行日以後も任期終了までその役職を維持する。

第 73 条 詳細規定

政府・最高人民検察院は、法律に定められた各条項の詳細を規定する。

本法は、ベトナム社会主義共和国第 13 期第 10 回国会を 2015 年 11 月 26 日に通過した。

国會議長

(署名)

グエン・シン・フン